

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
1	前文	市外の方から前文を読んで感動したとの感想があった。 県内で初めてのろう学校が二本松市にあったという内容が評価され、市の特色がでてインパクトあるものになったと思う。 条例制定後も市民へ周知されているかなど、当事者も交えて話し合うことも検討してほしい。	ろう者や手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及に努めて参ります。 御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
2	第1条 目的	市民が、ろうあ者に対して偏見を持ち、差別的な態度をとる場面が見受けられる。 市は健常者の偏見を無くすることができるのか。	障がい者への差別解消において社会的障壁となっている、障がいのある方への偏見をなくすることは重要なことであると認識しています。 手話を言語としているろう者の個性と人格が尊重されるよう、市民の理解の促進に努めて参ります。
3	第2条 定義	第2条の「ろう者の意義」について、「手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。」となっているが、現実には高齢で手話が出来ない高度難聴者やろう者(医学的に90デシベル以上でない聞こえない人)もいる。そうした人々にも配慮した内容に変える必要があると考える。	「手話は言語」であることや、手話を日常的に使用する「ろう者」に焦点を当てることで、より一層の手話に対する市民の理解及び普及の促進につながるものと考えています。 手話を学ぶ機会の確保に努めるとともに、聴覚に障がいのある方も含め、障がいのある方が生活しやすい地域社会の実現に努めて参ります。
4	第3条 基本理念	手話の動作を誤解している人が多い。例えば、指差しや中指を立てる動作は失礼な事だと思われている。 手話の意味を正しく理解し、誤解のないよう広めてほしい。	手話に対する市民の理解及び普及の促進に努めます。
5	第3条 基本理念	聴覚障がい者の中でも、盲ろうや重複障がい(知的や精神)、車イス使用者、LGBT、障害者手帳をもらえない人、様々な人がいることを知ってほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
6	第3条 基本理念	福祉制度をよく知らない聴覚障がい者や市民に周知するために、絵カードやお願いカードなどを添付した具体的で分かりやすいパンフレットを市役所で作って広めてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
7	第4条 市の責務	市役所に行ったときに、専任手話通訳が不在な時があり困る。	専任手話通訳者は、ろう者等からの派遣依頼により、病院等において手話通訳対応のため一時的に不在になる時があります。 御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
8	第4条 市の責務	市の行事には全て手話通訳者がついてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
9	第4条 市の責務	議会傍聴をしたいときに、手話通訳派遣をしてほしい。	あらかじめ手話通訳者の派遣申請により対応が可能です。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
10	第4条 市の責務	事故にあったとき重傷で警察等への連絡ができない場合の連絡手段をどうしたら良いか。	重傷時の連絡手段については、全ての市民がそのような状況に陥ることが想定されます。本条例以外での対応が求められるため、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
11	第4条 市の責務	家族の病気やけがなど、緊急時の連絡方法が心配。	緊急時には、安達広域消防本部において実施している聴覚や言語機能に障がいがある方を対象としたメール119通報システムの利用が考えられます。 御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
12	第4条 市の責務	緊急時のために、手話通訳の派遣依頼を簡略化してほしい。	手話通訳者の派遣申請はFAX等による方法がありますが、御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
13	第4条 市の責務	家族の介護などで手話通訳が必要な時、もっと気軽に利用できると良い。	手話通訳者の簡易な派遣方法についての御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
14	第4条 市の責務	町内会にも手話通訳の派遣を行ってほしい。	手話通訳者の派遣申請は、ろう者と意思疎通を図るために、聞こえる人からでも可能です。手話通訳者の派遣について市民への周知に努めます。
15	第4条 市の責務	時間外に市外で交通事故に遭遇した場合、手話通訳派遣ができるか。	時間外の手話通訳者派遣については、聴覚障がい者緊急連絡体制網により対応を行っています。 市外への手話通訳者の派遣については可能な限り対応させていただいております。
16	第4条 市の責務	夜間に体調不良により、自身で救急の連絡や病院の受診、手話通訳派遣依頼ができるか心配である。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
17	第4条 市の責務	市民の歌に手話をつけてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
18	第4条 市の責務	市役所全職員は、手話をできるだけ覚えてほしい。	御意見につきましては、今後施策の取り組みの参考とさせていただきます。
19	第4条 市の責務	市役所の手続きにおいて、遠隔手話通訳サービスを設置してほしい。	市役所内の手続きについては専任手話通訳者等により対応することが可能です。 手話以外の電子的な文字情報等を活用した意思疎通支援については、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
20	第4条 市の責務	市民に手話を広く知ってもらうためにパンフレット等を作り、地域(町内会、民生委員等)への説明を行って理解を促進し、手話の使用しやすい環境を作してほしい。 手話通訳派遣制度をもっと周知してほしい。	手話に対する市民の理解及び普及の促進に努めます。 御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
21	第4条 市の責務	高齢のろうあ者は書くことが困難で通訳依頼の申請書を出せないこともある。 記入部分を少なくした申請書・申請方法も考えてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
22	第4条 市の責務	携帯電話やIT機器を活用できないろうあ者の緊急通報等について考慮してほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
23	第4条 市の責務	手話の啓発・理解のためのパンフレット作成時は、ろう者と簡単な会話ができる絵カードを切り取って使えるものを作ってほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
24	第4条 市の責務	市役所のホームページの動画に手話のワップをつけてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
25	第4条 市の責務	生放送時において現場に手話通訳者がいた場合、本動画及び手話通訳の2画面表示をしてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
26	第4条 市の責務	もし聴覚障がい者に関わる通知があった場合、内容を郵送するだけではなく直接手話で説明してほしい。	公文書については、わかりやすい内容で作成するよう努めます。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
27	第4条 市の責務	「日本財団電話リレーサービス」や「遠隔手話通訳サービス」について詐欺と誤解されないよう、利用する方法や仕組みを分かりやすく市民に周知してほしい。	御意見につきましては、今後施策の取り組みの参考とさせていただきます。
28	第4条 市の責務	市役所が開催するイベント等に聴覚障がい者協会が協力する場合、積極的に市民への参加を広く周知してほしい。	御意見につきましては、今後施策の取り組みの参考とさせていただきます。
29	第4条 市の責務	イベント開催時、手話通訳がつく場合はチラシに「手話通訳付き」と掲載してほしい。	市の行事への手話通訳者の派遣につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
30	第4条 市の責務	障がい者に対する理解をより深めるため、特に国の機関や地方公共団体に対し、市が普及啓発を行ってほしい。	国や地方公共団体においては、それぞれの機関で差別解消の取組に関する要領を策定し、適切に対応することとされています。また、本市においては、二本松市障がいを理由とする差別の解消に関する職員対応要領を策定し、職員への周知及び理解促進に努めています。
31	第4条 市の責務	公共施設や学校などあらゆる場で可能な限り「補助犬同伴可ステッカー」を貼ってほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
32	第5条 市民の役割	市民の方は、ホームページやSNS等に動画を投稿する際は、字幕をつけてほしい。	障がいのある方が、生活しやすいまちの実現を図ることができるよう努めてまいります。
33	第6条 事業者の役割	福祉タクシーの予約は電話予約だが、帰路は耳が聞こえないことから電話ができないので使えない。連絡手段を考えてほしい。	福祉タクシー(ようたすかー)の帰りの便については予め予約することで利用することができますが、障がいのある方が、生活しやすいまちの実現を図ることができるよう努めてまいります。
34	第6条 事業者の役割	事業所からの手話通訳派遣申請はできないのか。	事業者からの手話通訳者の派遣申請も可能となっています。手話に対する事業者の理解を促進し、手話の普及啓発に努めます。
35	第6条 事業者の役割	二本松市に観光で来るろう者のために、手話ボランティア等を設けてほしい。	御意見につきましては、今後施策の取り組みの参考とさせていただきます。
36	第6条 事業者の役割	二本松警察署での免許更新時の説明の際に、手話通訳を設置してほしい。	あらかじめ手話通訳者の派遣申請により対応が可能です。手話に対する事業者の理解を促進し、手話の普及啓発に努めます。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
37	第6条 事業者の役割	菊人形・鬼婆などの施設見学イベントに参加したい。観光案内等はTVに字幕をつけてほしい。	障がいのある方が、生活しやすいまちの実現を図ることができるよう努めてまいります。手話に対する事業者の理解を促進し、手話の普及啓発に努めます。
38	第6条 事業者の役割	大きな会場で開催されるフォーラムでは手話通訳者がいても見えにくい場合がある。	手話に対する事業者の理解を促進し、手話の普及啓発に努めます。
39	第6条 事業者の役割	観光案内所において、音声だけでは情報が伝わらないので、手話又は字幕をつけてほしい。	手話に対する事業者の理解を促進し、手話の普及啓発に努めます。
40	第6条 事業者の役割	電車、バス等の交通機関は事故等で遅延しても、理由や復旧の情報が聞こえない人には分からないので、目で見える伝達方法(電光掲示板)を普及してほしい。	障がいのある方が、生活しやすいまちの実現を図ることができるよう努めてまいります。
41	第6条 事業者の役割	市内の公共施設や企業、商業施設、その他各機関のお問い合わせ先にFAX番号やメールアドレスをつけてほしい。また、案内用テレビや施設案内の映像には字幕をつけてほしい。	障がいのある方が、生活しやすいまちの実現を図ることができるよう努めてまいります。
42	第6条 事業者の役割	フードコート等に呼び出しベルを設置してほしい。	障がいのある方が、生活しやすいまちの実現を図ることができるよう努めてまいります。
43	第6条 事業者の役割	市内で働くろう者も沢山いる中、ミーティングなど意思疎通が必要な場でも社内の事情などで通訳が居ない職場がある。その場合、事業者はろう者が理解できるよう内容を筆談できちんと説明してほしい。ろう者が通訳に来てほしいと希望した時は意見を聞いてほしい。	手話通訳者の派遣申請につきましては、事業者からの申請も可能となっています。手話に対する事業者の理解を促進し、手話の普及啓発に努めます。
44	第6条 事業者の役割	今はATMを利用すればいつでもお金の出し入れが出来るとても便利だが、機械の故障時などは耳の聞こえない人の為にATM備付の受話器でテレビ電話での対応等出来たら良いと思う。	障がいのある方が、生活しやすいまちの実現を図ることができるよう努めてまいります。手話に対する事業者の理解を促進し、手話の普及啓発に努めます。
45	第6条 事業者の役割	高齢の親を介護しているろう者や、施設に入院・入所しているろう者がいる。病院や介護施設等に手話のできる職員の設置を要望する。	手話に対する事業者の理解を促進し、手話の普及啓発に努めます。
46	第6条 事業者の役割	駅で電車を待っている時、電車の接近など危険を知らせる放送があるが、ろう者はこんな時どうしているのかと思った。パトランプのような光でお知らせする設備をつけてほしい。	障がいのある方が、生活しやすいまちの実現を図ることができるよう努めてまいります。
47	第6条 事業者の役割	ろう者を雇用していても手話通訳派遣を依頼しない企業もある。どのように状況を把握し、企業への周知をどう行っていくのか。手話通訳派遣を事業者へ申し出られずにいるろう者への啓発はどう行うのか。	手話の普及や手話を使用しやすい環境整備に対する事業者の理解及び普及の促進に努めます。また、障害者雇用促進法において、事業主は、働く障がい者の能力を適正に評価し、職業人としての自立に協力する責務があることから、事業主の責務として周知及び理解促進に努めます。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
48	第6条 事業者の役割	全国各地から二本松市へろう者の観光客が訪れ、リピーターになっている人もいます。その方々が観光案内、観光ガイドで手話の分かる人がおらず、不便を感じているのを市は分かっているのでしょうか。観光市を目指すならそこにも力を入れてほしい。	手話に対する事業者の理解を促進し、手話の普及啓発に努めます。御意見につきましては、今後施策の取り組みの参考とさせていただきます。
49	第6条 事業者の役割	事業者は、ホームページやSNS等に動画を掲載する場合は、字幕をつけてほしい。	障がいのある方が、生活しやすいまちの実現を図ることができるよう努めてまいります。
50	第6条 事業者の役割	企業(人事担当、管理職等)は、福祉制度、障がい者について理解し、知識を身につけてほしい。	障害者雇用促進法において事業主は、働く障がい者の能力を適正に評価し、職業人としての自立に協力する責務があることから、事業主の責務として、周知及び理解促進に努めます。
51	第6条 事業者の役割	障がい者を雇用した場合、その障がい者の特性に応じた合理的配慮を行ってほしい。	障害者雇用促進法において事業主は、働く障がい者の能力を適正に評価し、職業人としての自立に協力する責務があることから、事業主の責務として、周知及び理解促進に努めます。また、民間事業者の努力義務となっている合理的配慮についても理解促進に努めます。
52	第6条 事業者の役割	大企業は、手話通訳者を極力設置する努力を行い、会議や研修会等の場へ手話通訳を迅速に手配できるようにしてほしい。	手話に対する事業者の理解を深め、手話の普及啓発に努めます。
53	第6条 事業者の役割	中小企業は、障がい者の対応についての基本を知り、できる限り配慮をしてほしい。	障害者雇用促進法において事業主は、働く障がい者の能力を適正に評価し、職業人としての自立に協力する責務があることから、事業主の責務として、周知及び理解促進に努めます。
54	第6条 事業者の役割	会社の支社に勤務している聴覚障がい者の要望については、支社で留まらずに本社へ相談してほしい。	障害者雇用促進法において事業主は、働く障がい者の能力を適正に評価し、職業人としての自立に協力する責務があることから、事業主の責務として、周知及び理解促進に努めます。
55	第6条 事業者の役割	国や地方公共団体においては、手話ができる職員を採用する等、職員が手話通訳制度やコミュニケーション方法を正確に理解・活用し、聴覚障がい者に積極的な情報の提供等や合理的配慮をしてほしい。	国や地方公共団体においては、当該機関における差別解消の取組に関する要領を策定し、適切に対応することとされています。また、本市においては、二本松市障がいを理由とする差別の解消に関する職員対応要領を策定し、職員への周知及び理解促進に努めています。
56	第6条 事業者の役割	聴覚障がい者の雇用や職場定着について、関連の書籍を参考に、市内各事業所へ障がい者への合理的配慮について周知を行ってほしい。	障害者雇用促進法において事業主は、働く障がい者の能力を適正に評価し、職業人としての自立に協力する責務があることから、事業主の責務として、周知及び理解促進に努めます。
57	第8条 施策の推進	二本松市障がい者福祉計画の第2次障がい者計画・第5期障がい福祉計画には、手話通訳者の設置・派遣、手話奉仕員の養成以外には、ろう者に関して具体的な事項はないが、この条例の制定によりこれらの計画が改められるのか。もし改められないなら、この条例の制定に意味はない。もし改められるのならば、その時期はいつなのか。	第2次障がい者計画の見直しと、第6期障がい福祉計画の策定が、令和2年度に行われます。それに合わせて、手話の普及等に必要な施策についても内容を検討する予定です。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
58	第8条 施策の推進	手話の普及に必要な施策を策定するにあたり、当事者からの意見の吸い上げは行うのか。	手話に関する施策を推進するため、懇談会等の場において御意見を伺い、計画策定や施策の取り組みの参考にさせていただきます。
59	第9条 手話を学ぶ機会の確保	お店にろう者が来るので、その時に手話で会話したい。お店で使う手話を習う機会を作ってほしい。	手話通訳奉仕員の養成講座を毎年開催しています。市民の方が手話を学べる機会の確保に努めるとともに、周知を図ってまいります。
60	第9条 手話を学ぶ機会の確保	ろう者が利用しやすいサービスを提供する為に、手話を学びたい。お店に手話を教えに来てほしい。 手話の絵が付いたカード(ポストカードでも良い)を作ってほしい。	手話通訳奉仕員の養成講座を毎年開催しています。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
61	第9条 手話を学ぶ機会の確保	手話を学ぶ機会を確保するにあたり、指導者の育成を行なってほしい。	手話講師の養成については、手話の理解及び普及の促進のため重要な課題として認識しています。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
62	第9条 手話を学ぶ機会の確保	事業者、医療機関、介護事業所等からの手話学習の要望があった場合、市はどのような対応をするのか。	手話通訳者養成講座等により、市民が手話を学ぶ機会の確保に努めます。御意見については、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
63	第9条 手話を学ぶ機会の確保	市職員は積極的に手話を学ぶよう促してほしい。	手話の理解及び普及の促進に努めます。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
64	第9条 手話を学ぶ機会の確保	手話を学ぶ機会の一つとして手話劇・手話歌の発表や手話の体験コーナー、関連本の販売など、参加者が楽しむイベント「手話祭り」を設ける。	手話の理解及び普及の促進に努めます。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
65	第9条 手話を学ぶ機会の確保	防災訓練で聴覚障がい者協会のブースを設けて、参加者に手話を教えたり、聴覚障がい者について知ってもらうことが必要。	手話の理解及び普及の促進に努めます。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
66	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	登録通訳者の身分保障がされていないのに、負担ばかりが大きい。 その結果、登録手話通訳者の家族が迷惑を被る事が多く、市はそれを踏まえた上で通訳者の派遣事業を実施しているのか。	手話に関する施策を推進していくうえで、手話通訳者派遣事業は重要な役割を担っていると認識しています。登録手話通訳者の負担を軽減できるよう、増員に向けた取り組みに努めます。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
67	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	学校での手話の体験学習を行える、講師の養成を積極的にやって欲しい。	手話講師の養成については、手話の理解及び普及の促進のため重要な課題として認識しています。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
68	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	第10条において、手話通訳者の通訳環境の改善、作業時間の配慮、手話通訳報酬等に関する記載が全く無い。手話通訳者の待遇を保証する必要があるように思う。 この条例を、単に理想を書き連ねたものに終わらせないでほしい。 手話言語条例と名付けるのであれば、手話通訳者の社会的立場の向上を条例制定の目的の1つとして掲げる必要がある。	本条例は、手話についての基本理念を定め、全ての市民が個性と人格を互いに尊重し、共生社会の実現に寄与することを目的として、あり方等を定めるものです。市が実施する事業にかかる手話通訳者の身分や報酬等については、要綱で規定しています。 手話への理解及び普及を促進していくうえで、手話通訳者等の養成や確保は、重要な課題と認識しています。通訳環境や待遇の改善等についての御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
69	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	専任手話通訳者を正職員とし、身分保障をすべき。	手話通訳者の身分保障は重要な課題として認識しています。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
70	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	市内の事務所、事業所に勤務、所属する方にも手話を学ぶ機会があればいいと思う。	当市の手話通訳奉仕員の養成講座につきましては、安達管内に居住する方や市内に勤務する方を対象に開催しています。
71	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	専任手話通訳者は週3、5日の勤務となっているため、専任手話通訳者が勤務しない日は登録手話通訳者が待機することとなっている。しかし、登録手話通訳者は専任手話通訳者と違い、個人情報保護の制約があり、話の内容が通じない事が多い。 手話言語条例の施行と同時に専任手話通訳者が常勤となるよう待遇の改善を要望する。	手話通訳者の待遇改善に関しては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます
72	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	手話言語条例制定後は、専任手話通訳者を常勤として、ろう者がいつ市役所に行っても対応できるようにしてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
73	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	手話通訳者の技術向上のための学習会をレベル別、内容別で行う必要があるが、指導者の負担が大きい。 今後指導者の負担を増やすことなく学習会を開く方法を考えてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
74	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	手話通訳者の身分を保証してほしい。また、特に男性の登録手話通訳者が少ないので増やしてほしい。	手話通訳者等の養成や確保、身分保障は重要な課題として認識しています。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
75	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	手話通訳派遣時に、男性特有の病気の時は女性の手話通訳者に伝えにくいので、男性の登録手話通訳者を増やしてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
76	第10条 手話通訳者等の養成及び確保等	ボランティアで手話通訳を行ってもらおうことがあるが、手話の技術が不足する部分があるため情報が伝わりにくい場合がある。 対策として、手話奉仕員養成講座において、技術向上を図ることや、情報伝達の重要性等についても教えてほしい。	手話通訳者や手話奉仕員の手話技術の向上に努めます。御意見については、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
77	第11条 学校における手話の普及	耳が聞こえない人と会話がしたいので、学校で手話を覚えたい。	学校における手話の普及については、学校の実態に応じ、総合的な学習の時間を活用するなどして、手話を学ぶ機会の確保に努めます。
78	第11条 学校における手話の普及	学校で手話を取り入れたら、みんなが耳の聞こえない人とコミュニケーションが取れるようになり、みんなが平等な社会に近づくとと思う。	学校における手話の普及については、学校の実態に応じ、総合的な学習の時間を活用するなどして、手話を学ぶ機会の確保に努めます。
79	第11条 学校における手話の普及	成人後に手話を習得することは、とても大変で時間がかかることが、現在の手話通訳者の人数から理解できると思う。 小さい頃から音声言語と同じように、手話になじめるような環境が必要だと思う。 授業に手話を取り入れてほしい。	学校における手話の普及については、学校の実態に応じ、総合的な学習の時間を活用するなどして、手話を学ぶ機会の確保に努めます。
80	第11条 学校における手話の普及	子どもは小さければ小さい程、音声言語と同じように手話に対するものも自然に受け入れられていくと思う。 是非各学校、幼稚園、保育園等においても、手話という言葉があり、表現方法があることを知ってもらいたいため、手話教室を開いてほしい。	学校における手話の普及については、学校の実態に応じ、総合的な学習の時間を活用するなどして、手話を学ぶ機会の確保に努めます。また、幼稚園、保育園等における手話教室の開催等のご意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
81	第11条 学校における手話の普及	学校からの手話講座の講師依頼については、受付窓口を一本化し、円滑な対応をしてほしい。	学校からの講師依頼の受付や連絡調整に対する御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
82	第11条 学校における手話の普及	福祉の授業を行っている高校の先生から、1か月に1回か2か月に1回手話の授業を行い、生徒がもっと手話にふれる時間を作りたいとの話があった。 こういう事も実現できるように検討して頂きたい。	市内の高等学校における手話に関する授業の実施につきましては、県立学校のため回答しかねますが、高等学校からの講師依頼や連絡調整に対する御意見として、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
83	第11条 学校における手話の普及	小学校では手話を習うことがなかったので、友達がやっている手話の意味が分からない。 手話ができるようになったら耳が聞こえない人とも話をしてみたい。 だから、学校で手話を教えてもらいたいと思った。	学校における手話の普及については、学校の実態に応じ、総合的な学習の時間を活用するなどして、手話を学ぶ機会の確保に努めます。
84	第11条 学校における手話の普及	人工内耳を装用した場合でも、健聴者のように聞こえるわけではなく、「聞こえる」と「内容を理解する」ことは違う。 児童の場合、それが高学年になる程、差が出てくると聞く。 人工内耳手術を行えば、聞こえるようになるという説明ではなく、聞こえの質についても正確に説明し、必要な支援が受けられるようにしてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。
85	第11条 学校における手話の普及	学校において手話を知るきっかけとして、総合的な学習の時間を活用し、手話の体験学習を開催してほしい。	学校における手話の普及については、学校の実態に応じ、総合的な学習の時間を活用するなどして、手話を学ぶ機会の確保に努めます。
86	第11条 学校における手話の普及	校歌を手話で表してほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきます。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
87	第11条 学校における手話の普及	聴覚障がい児・者に対し、手話通訳や要約筆記等、様々なコミュニケーションの方法があることを周知してほしい。また、合理的配慮をしてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
88	第12条 医療機関における手話の普及	病院の待合室で診察順を待っている時、呼ばれているかどうか不安になる時がある。	医療機関において、手話を使用しやすい環境となるよう、手話通訳制度の周知に努めます。
89	第12条 医療機関における手話の普及	相手方がマスクをしていると、口の動きが読めない、ランプが点くくらいだと気づきにくい、トイレにも行けない等、聞こえると見逃してしまうようなことに目を向けて、積極的に情報が目で見える環境づくりをしていく必要があると思う。	手話以外の意思疎通に関するご意見についても、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
90	第12条 医療機関における手話の普及	生まれた子供が聞こえないと分かった両親、祖父母、兄弟等に対して支援が必要。人工内耳だけでなく、手話についての情報提供をしてほしい。	聴覚障がい児の家族への支援につきましても、手話の理解及び普及の促進に努め、御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
91	第12条 医療機関における手話の普及	急病や突発的なケガにより、手話通訳依頼をせず受診する際、ろうあ者に対し必要があれば、医療機関から通訳派遣要請を行なうよう、周知、啓発してほしい。	手話通訳者の派遣につきましては、医療機関等からの申請も可能となっています。医療機関等において手話を使用しやすい環境となるよう、手話通訳制度の周知に努めます。
92	第12条 医療機関における手話の普及	救急車でろうあ者が搬送された時、消防又は医療機関からの連絡により通訳派遣が行えるように連携をとってほしい。	手話通訳者の派遣につきましては、医療機関等からの申請も可能となっています。医療機関等において手話を使用しやすい環境となるよう、手話通訳制度の周知に努めます。
93	第12条 医療機関における手話の普及	医療機関において、医療機関従事者が一目で分かる聴覚障がい者用のカルテを作ってほしい。 緊急事態に病院のインターホンを鳴らしても対応してもらっているのかどうか、わからないときはどうすればいいか。 「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」を見てほしい。	手話に対する事業者の理解を深め、手話の普及啓発に努めます。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。 緊急時については、安達広域消防本部において実施している聴覚や言語機能に障がいがある方を対象としたメール119通報システムの利用が考えられます。
94	第13条 事業者への支援	公共施設はもちろん、小さな商店などにも電光掲示板など、目で見て分かりやすい工夫は必要最低限な事だと思う。	手話以外の電子的な文字情報等を活用した意思疎通支援については、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
95	第13条 事業者への支援	ろう者が勤める会社で、会社とろう者のコミュニケーションがとれずに困っている企業がある。 手話通訳者派遣制度がある事を申請方法等も含め周知してほしい。	手話を使用しやすい環境の整備は、重要な課題と認識しています。手話に対する事業者の理解及び普及の促進に努めます。
96	第13条 事業者への支援	事業者に対し、その業界で使われる言葉の手話講座を開催し、事業者が積極的に手話が使えるように機会を作ってほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
97	第13条 事業者への支援	聴覚障がい者関連の書籍を参考に、市内各事業所へ障がい者への合理的配慮について周知を行ってほしい。	手話に対する事業者の理解を推進し、手話の普及啓発に努めます。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
98	第13条 事業者への支援	仕事で音を確認する作業の場合、聴覚障がい者にも視覚的に確認できるような工夫をしてほしい。 工夫が分からない場合、市役所や協会に相談するようにしてほしい。	障害者雇用促進法において事業主は、働く障がい者の能力を適正に評価し、職業人としての自立に協力する責務があることから、事業主の責務として、周知及び理解促進に努めます。
99	第13条 事業者への支援	聴覚障がい者の採用試験や資格受験、社内試験、昇級試験などの対応については、県聴覚障害者協会や全日本ろうあ連盟に相談してほしい。	障害者雇用促進法において事業主は、働く障がい者の能力を適正に評価し、職業人としての自立に協力する責務があることから、事業主の責務として、周知及び理解促進に努めます。
100	第13条 事業者への支援	運転免許を取れない聴覚障がい者が夜の会合等に参加する際、その時間帯に運行している公共バスや乗合タクシーが無くて困る。遅い時間帯も運行してほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
101	第14条 災害時の対応	災害と一言でいっても、自然災害、火災等色々ある中でろう者はただでさえパニックになると考えられる。 停電やFAXがつかない等の緊急時、ろう者に対する周知の方法を検討する必要があると考えられる。	災害時等には、文字表示機能付き防災ラジオにより、ろう者の方でも情報を得ることが可能です。(申込みが必要です。) また、携帯電話を所有している場合はエリアメールにより通知を受信することが可能です。 災害時の情報の取得や意思疎通の支援については、重要な課題として認識しており、御意見につきましては、今後施策の取り組みの参考とさせていただきます。
102	第14条 災害時の対応	災害発生時「聞こえない人がいるかもしれない」という事を常に留意し、対応できるよう市職員に周知徹底してほしい。	災害発生時を想定した防災訓練等において、障がい者への対応について関係機関等と連携し避難支援体制づくりに努めます。
103	第14条 災害時の対応	災害時要援護者避難支援制度の支援者は、日常的な会話程度の手話を身につけてほしい。また、手話通訳者派遣制度も知ってほしい。	手話に対する市民の理解及び普及の促進に努めます。
104	第14条 災害時の対応	災害時に消防署や警察署が手話通訳者を派遣してほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
105	第14条 災害時の対応	NET119を導入してほしい。 緊急通報システム(ろう高齢者向け)のスイッチを導入してほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
106	第15条 その他の意思疎通支援の推進	日中家にいる時に何かあったら、どうやって連絡したらいいのか心配。 手話通訳をもっと簡単に利用できないか。	緊急時については、安達広域消防本部において実施している聴覚や言語機能に障がいがある方を対象としたメール119通報システムの利用が考えられます。 手話通訳者の簡易な派遣方法についての御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
107	第15条 その他の意思疎通支援の推進	駅に電光掲示板を取り付け、列車の遅れや非常時その他の情報を文字で流した方が良いのではないかと。 各銀行や病院、公共施設等へ筆談できる電子メモパットを配備する。 病院で待っているときの呼び出しをポケベルの様な文字が見え、バイブ機能が有る端末を導入してはどうか。 災害時の防災無線に電光字幕を配備してはどうか。	手話以外の電子機器等を利用した意思疎通支援に関するご意見についても、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
108	第15条 その他の意思疎通支援の推進	要約筆記派遣制度を導入してほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
109	第16条 財政上の措置	手話通訳を行う方々は、ボランティアとはいえ、仕事を休み自分の時間を割いて参加しているものと思われる。行政で要請するものに対して適切な対価を支給したらどうか。 対価を得る事によって「仕事」という感覚が生まれ、責任のある行動になる。 「ボランティアだから」という気持ちではやる気にも影響が出ると思う。	手話通訳者の派遣に伴う報酬については、二本松市登録手話通訳者設置要綱の規定により派遣時間等に応じ支払いをしています。 御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
110	第16条 財政上の措置	条例制定後、市主催の行事には全て手話通訳をつけ、いつでもろうあ者が気兼ねなく参加できるよう予算確保してほしい。通訳をつけることにより、手話の理解、啓発につながる。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
111	第17条 委任	ホームページで公表されているパブリック・コメントの内容は、意見を求めるためには情報が不足している。 また、委任する施行規則等があるなら同時に示す必要があり、パブリック・コメントの実施状況として問題がある。 他市でも手話条例のパブリック・コメントを実施していたが、それを真似ただけなのか。 この条例の制定により、近く市障がい者福祉計画の第2次障がい者計画・第5期障がい福祉計画が改められるとするなら、その際にもパブリック・コメントを行う必要がある。	パブリックコメントについては、市民からの意見や情報を考慮して意思決定を行うとともに、その過程の公正性や透明性を確保するために実施いたしました。意見を求めるための情報が不足しているというご意見につきましては、今後の実施において参考とさせていただきます。 なお、委任については、本条例の施行規則の制定はありません。 また、市の障がい者福祉計画を改める場合についても、パブリック・コメントを実施する予定です。
112	その他	二本松市がんばってください。	手話に対する市民の理解及び普及の促進に努めます。
113	その他	安心・安全・住み良いまちづくりのため是非必要と思う。	手話に対する市民の理解及び普及の促進に努めます。

二本松市手話言語条例(案)に対するパブリック・コメント意見の要約と意見に対する市の考え方

通番	分類	意見の概要(要約後)	市の考え方
114	その他	今回のパブリック・コメントについて、市のウェブサイト、窓口等での周知のみで、一部の方しか知ることができませんでした。会に入っていない当事者やネットを利用しない方、その他福祉課を訪れる機会の少ない一般市民の皆さんへの周知方法を考えてほしい。	御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
115	その他	私は、私立二本松聾啞学校があった寺を訪ね、住職にインタビューを行い「福島県ろう学校の源流」という映像を作成した。その寺は寺フェス等、お寺としては先鋭的で斬新な行事にチャレンジし、住職は般若心経をロックのように歌われている。また、住職は祖父が行った事業から縁を感じ、自分も手話の勉強をしていくと共にろうあ者との交流も望んでいる。こうしたお寺と連携し、手話での座談会・手話通訳付きの説法会など寺フェスならぬ手話フェス、寺＋手話の試みは今までになく面白いと思う。また、これをもって手話言語条例の周知、ろう者の理解に繋がればと思う。	いただいた情報や御意見を参考に、手話に対する市民の理解及び普及の促進に努めてまいります。
116	その他	この条例の制定に意義や必要性がないと考えるが、この条例の制定がないと困ることがあるのか。	本条例は、手話についての基本理念を定め、手話の理解及び普及を図ることにより、全ての市民が個性と人格を互いに尊重し、共生社会の実現に寄与することを目的として、あり方等を定めるものです。
117	その他	手話言語条例の制定を図るのは誠に素晴らしい事と思うが、第1条に規定する手話に関する施策の推進や、第4条に規定する市の責務について、市民が手話の存在を知り、理解する機会を市が積極的に推し進める具体的な方策が必要なのではないか。	手話に対する市民の理解及び普及の促進に努めます。御意見につきましては、今後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。
118	その他	手話通訳派遣申請書について、手話言語条例制定前でも各支所への備え付けをすべき。	申請書の取り扱いについては、本条例制定にかかわらず備えるべきものですので、改善いたします。